

# 広域水道常任委員会記録

平成29年1月20日

神奈川県内広域水道企業団議会

## 広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 平成29年1月20日(金)  
15時15分～16時25分
- 2 開会場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 吉岡 俊祐 副委員長 山口 道夫  
委員 堀江 則之 委員 たきた孝徳  
委員 清水 富雄 委員 横山 正人  
委員 源波 正保 委員 石渡由紀夫  
委員 鏑木 茂哉 委員 岩隈 千尋
- 4 議事説明者 企業長 吉川 伸治 副企業長 土井 一成 理事 森屋 剛  
総務部長 市川 学 技術部長 佐藤 正志 ほか関係職員
- 5 事務局職員 事務局長 菱山 直樹 ほか書記3名

### 6 議事日程

#### 第1 付託事件の審査

議案第1号 平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

#### 第2 業務状況関係の調査

## ○吉岡委員長

それでは、ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程第1「付託事件の審査」及び日程第2「業務状況関係の調査」を行います。

おはかりいたします。委員長といたしましては、日程第1及び日程第2について一括して当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば委員会として当局に要求したのち閉会し、次回1月27日に再度質疑を行い、日程第1については、採決と考えておりますがご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないようですので、そのように決定をさせていただきます。

これより日程第1「付託事件の審査」を行います。

議案第1号 平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算、  
議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、今後の当委員会での当局の説明については、着席にて行ってください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

## ○市川総務部長

右肩に4とふってございます広域水道常任委員会資料平成29年度予算(案)の概要をご覧ください。

平成29年度予算案について、その概要をご説明申しあげます。

1ページをお開きください。

平成29年度予算の枠組みでございます。平成29年度予算は、2年目を迎えます「事業計画」及び「財政計画」をベースとしつつ、減少を続ける料金収入など厳しい経営環境にあることを踏まえ、限られた財源を最大限に活用して、水道水の安定供給上必要な施設整備等を着実に実施すべく、昨年度に引き続き緊縮型予算として編成いたしました。

具体的には、県民・市民の皆様の生活基盤と社会経済活動を支えるため、事業計画に掲げました施策に着実に取り組んでまいります。

特に事業計画における重点施策でございます老朽化対策、耐震化事業に対して予算を重点配分いたしております。

また、これらの施策を実現する上で必要な財源を確保するとともに、業務の改善・効率化や職員研修を通じた人材の育成など、経営基盤の強化を図ります。

ページ下段に、水道水の安定供給に資する事業計画の着実な実施について体系

図としてお示ししてごきます。

2 ページをご覧ください。

平成29年度予算規模を28年度との比較で表に掲げてごきます。平成29年度の予算規模は、対前年度予算比で、5.1%減、37億942万余円減の693億8,410万余円となっております。主な減少の要因といたしましては、施設更新計画事業費が減少したほか、企業債償還金及び支払利息が逡減したことによるものでごきます。

財源内訳でごきます。料金収入につきましては、供給水量の減少などにより、前年度に比較して6,000万余円減の418億7,912万余円となっております。

構成団体繰入金4,600万円、企業債32億900万円、補助金5,271万余円、出資金7億6,500万円ほかをもって支出の財源とすることとしてごきます。詳細につきましては、後ほど改めてご説明を申し上げます。

続きまして、業務の予定量でごきます。

まず、①の年間総供給水量及び1日平均供給水量でごきます。年間総供給水量は、4億9,091万余立方メートルで、これを年間日数365日で割った1日平均供給水量は、134万余立方メートルを予定してごきます。

次に、②の主要な建設事業でごきます。事業計画に基づき、取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の更新工事等を実施いたします。以上①及び②につきましては、後ほどご説明申しあげます。

3 ページをご覧ください。

平成29年度予算での重点的な取組みでごきます。

まず、1の水道水の品質向上は、臭気物質に係る水質管理体制の強化を掲げ、その事業費は、5,422万円でごきます。

次に、2の水道水の効率的な安定供給でごきます。①の施設老朽化対策の着実な実施の事業費は、58億7,415万円で、前年度の57億7,290万円から1億125万円増加してごきます。内訳といたしまして、事業計画に基づく施設更新が飯泉ポンプ場など監視制御設備に係る工事など40億1,615万円、計画的な修繕による施設の長寿命化が西長沢など排水処理設備に係る修繕工事など18億5,800万円でごきます。

②の管路保全対策の着実な実施の事業費は、導送水路線の腐食防止対策及び管路補修材の備蓄といたしまして1億5,968万円で、前年度の1,188万円から1億4,780万円増加してごきます。

4 ページをご覧ください。

3 の災害や事故に強い広域水道でございます。

①の地震対策の推進といたしまして、浄水場等耐震補強工事及び設計業務委託等の事業費11億1,587万円で、前年度の28億2,981万円から17億1,394万円減少となっておりますが、施設耐震化事業基本計画に掲げました平成35年度での主要施設の耐震化率100%を目標に着実に実施してまいります。

②の危機管理対策の強化でございます。相模原ポンプ場の危機管理強化及び情報セキュリティの強化といたしまして1億1,319万円を計上いたしました。前年度の13億317万円から11億8,998万円減少となっておりますが、これは、非常用発電設備の強化が終了したことによるものでございます。

次に4の経営基盤の強化でございます。

①の健全な財務体質の維持・強化でございます。はじめに、収益的支出の抑制でございます。水道用水の安定供給に必要な事業を限られた財源で執行するため、収益的支出の抑制に努め、用水供給料金値下げ後の緊縮型予算で編成した前年度から更に8億2,426万余円縮減した収益的支出額といたしました。

5 ページをご覧ください。

次に、資本費負担の軽減でございます。

資本費負担軽減の観点から、施設更新改良事業に充当いたします起債の充当額につきましても事業計画を踏まえ65%といたしまして、抑制に留意するとともに、計画的な企業債償還を進めることにより、企業債残高は対前年度比で146億5,521万余円減の1,321億5,244万余円に縮減されます。

②の業務の改善・効率化でございます。業務の改善・効率化といたしましては、水道施設維持管理等業務委託の一部拡大、施設管理システムの構築、浄水場へのISO9001導入拡大により2億7,485万円を計上いたしました。

③職員研修を通じた人材の育成でございます。職員研修を通じた人材の育成といたしまして、新たな課題への対応強化、他団体派遣研修の充実を掲げ1,345万円を計上いたしました。

6 ページをご覧ください。

平成29年度予定供給水量及び用水供給料金でございます。

表 事業別年間予定供給水量（対前年度比較）をご覧ください。下から2段目にありますように、平成29年度の年間予定供給水量は、対前年度当初予算比0.8%減の4億9,091万余立方メートルを予定し、うち直営事業は、表 最上段に記載のとおり対前年度当初予算比1.2%減の3億6,611万余立方メートルを予

定してございます。

下に構成団体別年間予定供給水量（対前年度比較）を記載してございます。後ほどご参照願います。

7 ページをご覧ください。

上段に、事業別用水供給料金内訳（対前年度比較）を、下段に構成団体別の内訳を記載してございます。後ほどご参照をお願いいたします。

次に、収益的収支でございます。

9 ページの表を用いてご説明させていただきます。

まず、収益的収入でございます。収益的収入は、供給水量の減による給水料金の減及び長期前受金戻入の減等により、対前年度当初予算比 0.5% 減の 459 億 9,327 万余円を予定してございます。

事業運営の主要財源である用水供給料金は、収益的収入の 91.1% を占めており、その他の収入の主なものとしては、長期前受金戻入の 39 億 4,346 万余円、構成団体からの繰入金 4,600 万円等を予定しております。

収益的支出でございます。収益的支出は、対前年度当初予算比 1.8% 減の 453 億 4,673 万余円を予定してございます。これを大別いたしますと、職員費 29 億 7,797 万余円、物件費その他 153 億 8,733 万余円、減価償却費等 217 億 6,530 万余円、支払利息等 35 億 3,101 万余円等となっております。

次に、損益でございます。収益的収支における消費税資本的収支調整額等を差し引いた損益は、損失を計上した前年度から改善し、2 億 751 万余円の利益を見込んでおります。

これにより、表 最下段累積損益は、平成 27 年度決算に伴う利益剰余金処分にあって平成 28 年度予算において見込まれている欠損相当額 5 億 8,665 万余円を未処分利益剰余金に留保した結果、平成 29 年度は単年度損益と同額の 2 億 751 万余円を見込んでいます。

表 下のグラフは、平成 29 年度予算の収益的収入及び支出の要素別構成比を表したものでございます。後ほどご参照願います。

10 ページから 11 ページは、主な収益的支出の経年の推移を表したグラフでございます。10 ページの上のグラフは給与費の推移でございます。棒グラフ上の数字をご覧ください。平成 20 年度を 100% といたしますと平成 29 年度予算では、72.7%、27.3% の減となっております。

下の表、職員数の推移を示しております。平成 20 年度 433 名の職員が、平成

29年度予算では、356名の職員数となっております。

11ページをご覧ください。

上段のグラフは、物件費その他の推移を示してございます。施設の老朽化による修繕費の増により平成23年から増加傾向となっております。平成29年度予算につきましては、修繕費を精査した結果、対前年度と比較して減少してございます。

下のグラフは、減価償却費等及び支払利息の推移を示してございます。支払利息につきましては、経年的に減少傾向となっております。

12ページをお開きください。

資本的収支でございます。13ページの表を用いてご説明させていただきます。

資本的収入でございます。資本的収入は、対前年度当初予算比34.1%減の40億2,671万余円を予定しています。内訳は、企業債32億900万円、補助金5,271万余円、出資金7億6,500万円となっております。

次に、資本的支出でございます。

資本的支出は、対前年度当初予算比10.7%減の240億3,737万余円を予定しております。内訳は、一般建設改良費61億4,863万余円、企業債償還金178億6,421万余円及び国庫補助金返還金2,451万余円となっております。

資本的収支でございます。資本的収支は、表 最下段太枠内記載のとおり200億1,065万余円の収入不足となっております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金68億8,070万余円、当年度分損益勘定留保資金126億9,648万円及び当年度分消費税資本的収支調整額4億3,346万余円で補てんいたします。

13ページ下のグラフは、平成29年度予算の資本的収入と支出の要素別構成比を表したものでございます。後ほどご参照願います。

14ページをご覧ください。

一般建設改良費の事業費と財源の構成表を掲げてございます。一般建設改良費合計で対前年度比29.4%の減、61億4,863万余円の予算といたしました。

その財源でございます。まず、企業債の発行につきましては、対前年度比29.4%の減、32億900万円となりました。その他、補助金5億2,714万余円、自己資金28億8,692万余円を予定いたしました。

14ページ下には、企業債償還金の推移を示しております。

15ページをご覧ください。

資金収支でございます。

当年度の資金収支では、損益が前年度の欠損から利益計上に転換したことや、資本的収支差額の減によりまして、対前年度比で10億6,803万余円の増加となっております。

平成29年度予算の累積資金残高は、表 最下段太枠にございますように、対前年度比で14億5,618億円減少し、83億2,665万余円を予定しております。

16ページをご覧下さい。

債務負担行為でございます。施設更新等整備事業費等について、新たに5件、限度額として42億3,800万円を設定いたしております。

次に、一時借入金の限度額でございます。これは、一時的な資金不足に備えるため、50億円を限度額として設定するものでございます。

たな卸資産購入限度額でございます。備蓄材料を確保し、災害等の緊急時に備えるため、1,200万円を購入限度額として設定するものでございます。

17ページをご覧下さい。

財政計画との比較でございます。

損益につきましては、7億4,390万余円減少していますが、2億751万余円の利益を確保しています。

資本的収支につきましては、企業債償還金の増により、収支差額では2,515万余円減少しております。

また、累積資金残高につきましては、過年度残高の改善等により、29億4,901万余円増加しています。

企業債残高につきましては、借入額の減及び償還額の増により、5億39万余円減少してございます。

平成29年度予算（案）の概要について、説明は以上でございます。

続きまして、右肩に5とふってございます広域水道常任委員会資料条例関係をご覧下さい。

ページをおめくりください。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲等について、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、多様な家族形態に対応した育児支援を図る観点から、法律上の親子関係に準じる関係にある子についても、新たに育児休業の対象に加えるものでございます。



また、非常勤職員が育児休業を取得する際の要件が見直され、現在は子が2歳になるまで在職することが見込まれる者としておりますが、子が1歳6ヶ月になるまでとして、非常勤に係る育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日からとしてございます。詳細につきましては、改正前及び改正後の対照表を記載してございます。後ほどご参照ください。

条例関係のご説明は以上でございます。

#### ○吉岡委員長

以上で説明が終わりました。

引き続き、日程第2「業務状況関係の調査」を行いたいと思います。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

#### ○佐藤技術部長

それでは、右肩番号6の資料をご覧ください。

業務状況関係についてご説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、1ページからご説明いたします。

1、供給水量の実績等について（1）平成28年度第3四半期までの供給水量の実績などがございます。

ア供給水量実績です。平成28年度の予算供給水量は、4億9,505万余立方メートルでございます。

このうち第3四半期までの供給水量を、3億7,635万余立方メートルと見込んでおりましたが、供給水量の実績は、4.1パーセント減の3億6,105万余立方メートルとなっております。

なお、第4四半期の予定を含めた、平成28年度における総供給水量は、予算供給水量に対しまして、3.1パーセント減の4億7,974万余立方メートルとなる見込みでございます。

平成28年度第3四半期までの構成団体別の供給水量実績は、下の表のとおりとなっておりますのでご確認ください。

次に、イ企業団施設の洪水警戒体制でございます。河川の洪水時に当たりましては、横浜地方気象台から小田原市内にございます飯泉及び海老名市内にございます社家の両取水管理事務所の所在地域に対しまして、降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合や、堰への流入量等に応じまして、3区分の警戒体制をもって対応しております。

平成28年度第3四半期までの配備実績は次の表のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

次のページに移ります。

2、事業計画の取組み状況についてでございます。かながわの水道用水供給ビジョン平成27年度フォローアップ版に掲げた各施策の実現へ向け、平成28年度から32年度までの事業計画に基づきまして、施設更新・修繕工事などの老朽化対策や耐震化事業について、重点的に取り組んでおります。

平成28年度の耐震化事業につきましては、相模原浄水場の第4ブロック沈でん池の浄水施設並びに小雀調整池、朝比奈調整池及び西長沢浄水場の浄水池2号池などの送水施設を中心に、補強工事を施工しております。

施設耐震化事業基本計画に対する主要施設の耐震化率は、平成28年度末時点で、浄水施設32.9%、送水施設47.3%、ポンプ場90.9%、を見込んでおります。また、管路につきましては、耐震適合率が89.0%となっております。

なお、平成28年度執行予定を踏まえた計画初年度の進捗状況は、概ね計画どおりとなっております。各事業の進捗率は、下の表の右の欄にお示しをしております。ページをおめくり下さい。

3、伊勢原浄水場運転管理業務委託の状況について（1）委託業務の概要でございます。当企業団では、組織のスリム化や業務の効率化を目指して、平成26年4月から、伊勢原浄水場における業務の一部について、神奈川広域水道サービス株式会社に対しまして、長期継続契約にて、委託を行っております。主な業務内容は、下の①から③にお示ししているとおりでございます。

次に、（2）委託業務のモニタリングでございます。平成29年度からの運転管理業務のあり方等について検討するため、業務の履行状況について、定期及び随時のモニタリングを行っております。

定期モニタリングは、毎月実施し、仕様書に記載された定型業務の履行状況の確認を行います。また、随時モニタリングは、年次点検、不具合対応などの非定型業務への対応状況の確認を行います。

平成28年12月までのモニタリングは、定期モニタリングを32回、随時モニタリングを17回、実施をしております。

（3）委託期間における評価結果でございます。各モニタリングに基づき、年度毎に総合的な評価を行い、有効性等について検証を行いました。

その結果は、平成26年度が「概ね良好」、平成27年度が「良好」、平成28年度は10月までの中間評価で「概ね良好」となっております。

なお、受託者は、モニタリングの指摘事項等を速やかに業務に反映し、業務改善に努めているところでございます。

続いて（４）委託業務の今後の方向性でございます。平成２８年度末までの委託のモニタリング結果を踏まえ、平成２９年度以降は、伊勢原浄水場施設の全ての点検業務及び非常時の対応などに委託範囲を拡大し、受注者の有する技術力やノウハウの活用による更なる業務の効率化を目指してまいります。

次のページに移ります。

４、入札契約制度に係る改正等の取組みについて（１）今後実施及び予定される取組みでございます。

まず、ア破産管財人等による契約解除に係る違約金条項の追加についてでございます。平成２８年１１月９日付け国土交通省からの通知に基づきまして、債務不履行になった受注者の破産管財人が破産法に基づいて契約を解除いたしましても、発注者が請負金額の１０分の１に相当する額の違約金を請求できるようにするため、工事請負契約約款等の改正を行うものでございます。平成２９年４月１日以降に契約を締結する案件から、適用してまいることとしております。

続いて、イ発注工事における社会保険等未加入の下請業者排除の拡大についてでございます。

（ア）制度概要について、ご説明いたします。当企業団では、平成２６年１０月以降、労働者の保護及び健全な建設業者育成を目的として、発注工事の受注者等について、社会保険等に加入している者に限定する措置を講じてまいりました。

具体的には、元請業者の保険加入の確認、保険未加入の一次下請業者との下請契約の禁止及び加入促進に向けた指導等、二次下請以下の未加入が判明した場合の関係部局への通報を行ってまいりました。

（イ）今後の予定でございます。国土交通省におきましては、こうした取組みをさらに拡大し、二次下請以下の社会保険未加入業者を排除していくことが検討されておりますので、この制度の適用拡大につきましては、国や構成団体の実施状況を見極めつつ実施を予定してまいることといたします。

ページをおめくりください。

（２）平成２８年度における実施済みの取組みについてご報告いたします。まず、ア配置技術者の金額要件の緩和についてでございます。震災復興や景気対策等による建設需要の増加に伴い、配置予定技術者等の人員不足が課題となったことから、建設業法施行令の改正が行われました。これに伴い、当企業団においても発注する工事請負契約の配置技術者の金額要件を下の表のとおり緩和いたしました。適用は、平成２８年６月１日以降に公告等を行った案件からでございます。

続いて、イ最低制限価格等の算定における経費算入率の見直しについてござい

ます。国が行う工事等の入札において、低入札価格基準における算定項目の算入率の見直しが行われたことを踏まえまして、当企業団においてもダンピング受注の防止を図り、工事の品質を確保するとともに、工事に必要な経費を適正に反映していくため、最低制限価格等における経費の算入率を下の表のとおり見直しました。適用は、平成28年7月1日以降に公告を行った案件からでございます。

次のページに移ります。

ウ前払金の使途拡大についてでございます。地方自治法施行規則の一部改正により、工事並びに工事の設計、調査及び測量における前払金について、材料費等に加えて、現場管理費及び一般管理費等にも充当できるよう使途の拡大を行いました。内容は下の表をご確認ください。適用は、平成28年10月1日以降に公告等を行った案件からでございます。

ページをおめくりください。

5、平成29年4月1日付け組織改編についてでございます。所属間の共通・関連業務を統合整理するとともに、事務職・技術職の連携強化を図り、効率的な業務執行体制を確立するため、組織改編を行います。

まず、総務課でございます。人材育成の推進体制の強化を目的といたしまして、人材育成・職員研修に係る業務を統合し、総務課で一元管理することにより人材育成の取組みを効率的かつ計画的に推進いたします。

次に、財務課でございます。予算執行・財源調達の業務効率化を目的といたしまして、予算執行・財源調達に係る業務を統合し、財務課で一元管理することにより予算執行と財源調達の連携を強化し、業務の効率化を図ります。

次は、契約検査課です。多様な契約手法への対応を目的といたしまして、積算基準、入札・契約及び工事監督・検査に係る業務を統合し、総務部に新設する契約検査課が一元管理することにより、業務の効率化・適正化を推進するとともに、DBMすなわち設計・建設・維持管理の一括発注等の新たな契約手法への対応を図ります。

次に、経営計画課でございます。企画・計画部門の機能強化を目的といたしまして、次期事業計画経営戦略及びアセットマネジメント等の経営課題に対応するため、企画・計画部門を経営計画課に統合し、施策立案機能の強化を図ります。

最後に、浄水課です。危機管理体制の強化を目的といたしまして、危機管理・災害対策に係る業務を浄水課で一元管理することにより、業務の効率化とともに、危機管理体制の強化を図ります。

下の図は、平成28年度の組織との違いをお示ししましたが、2部14課体制に

は、変化はございません。

次のページに移ります。

6、企業団の給与改定状況について（1）給与改定の概要でございます。当企業団の給与条例では、職員の給与については、生計費、同一又は類似の職種の神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の職員並びに民間企業の従事者の給与、経営の状況その他の事情を考慮して定めると規定しております。

平成28年度の国、構成団体の人事委員会勧告又は改定結果の状況は、下の表のとおりでございます。当企業団では、これらを踏まえまして労働組合と交渉を行い、給料表平均0.2%の引上げ、期末勤勉手当支給月数0.1か月増、借家に係る住居手当の月額900円増額について妥結し、平成28年4月1日に遡及適用して、実施をいたします。

ページをおめくりください。

7、川崎市住民訴訟への対応について（1）川崎市契約締結差止請求訴訟の概要でございます。かわさき市民オンブズマン、かわさきの安全でおいしい水道水を守る会及び川崎市民149名は、平成26年11月27日、川崎市に対して住民訴訟を提起し、次の3点を請求・主張しておりました。

ア 川崎市と企業団等との間の基本料金に係る協定の更新差止を求める。

イ 平成27年度末に基本料金に係る協定を更新した川崎市上下水道事業管理者・個人に対する損害賠償請求を川崎市に義務付けるよう求める。

ウ 川崎市と東京都等との間の分水協定の更新差止を求める。

なお、これまでの主な経過は、下の表のとおりでございます。

次に（2）第一審判決の概要でございます。横浜地方裁判所は、平成28年12月21日原告の請求を一部却下・一部棄却する判決を言い渡しました。裁判所の主な判断は次のとおりでございます。

ア川崎市が企業団に支払う受水料金の将来分を確定することはできないこと等から、上記（1）イの請求のうち本件口頭弁論終結の翌日平成28年10月13日以降に生ずべき損害賠償請求の義務付けを求める部分は、請求額を確定することができず、訴えが不適法である。

イ原告は、川崎市が自己水源のみで水需要を賄えるとの前提で、基本料金に係る協定の更新差止等を求め、また、上記（1）ウの請求を行っている。しかし、川崎市は、自己水源に係る現在の施設のみで川崎市の水需要を賄うことはできないから、原告のこれらの請求は前提を欠いているというものでございます。

最後に、（3）原告の対応でございます。この判決に対しまして、原告は控訴せ

ず、被告勝訴の判決が確定いたしました。

以上で、私からの説明を終わります。

#### ○吉岡委員長

以上で説明が終わりました。

これより、日程第1及び日程第2について質疑を行います。

質疑のある方は、順次ご発言をお願いいたします。

#### ○たきた委員

私の方からは、地震対策の推進ということについて、少し確認をさせていただければと思います。

平成29年度予算において、地震対策の推進について、前年度予算を比較してまいりますと、17億円ほど減少しておりますけれども、その理由についてお伺いしたいと思います。

#### ○有田財務課長

ただいまのお尋ねでございます。施設の耐震化につきましては、平成21年度から平成35年度までを計画期間といたします施設耐震化事業基本計画に基づきまして、主要施設の耐震化率100%を目指し、着実に進めているところでございます。

事業費の減少についてですが、平成26年度から着工しております小雀調整池と朝比奈調整池の大規模な耐震補強工事が平成28年度に完成しまして、耐震化率が36.7%から47.3%に向上いたしました。このことから平成29年度の施設耐震化にかかります事業規模が前年度に比べまして縮小し、金額についても減額となったものでございます。今後も着実な耐震化を進めてまいります。以上でございます。

#### ○たきた委員

地震対策ですが、今後の見通しについてどのように考えているか確認したいと思います。

#### ○佐藤技術部長

今後の地震対策でございますが、今、財務課長から説明がありましたとおり、現在、平成35年度までに主要施設の耐震化率を100%まで持っていくということで、計画的に耐震化事業を進めているところでございます。前段の説明でございましたとおり、浄水場については、現在耐震化率が32.9%と若干低めに数字がでていますが、実際には、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場の耐震化は、終了しております。現在、相模原浄水場と西長沢浄水場の耐震化工事を進めているところでございます。ご存知のとおり浄水場の運転を止めることができないので、少しずつ段階を踏んで

工事を今実施しているところでして、計画では、平成32年度までには、浄水施設の耐震化は、100%に持っていく予定にしております。それから、同じくポンプ所ですが、これは、90.9%ということで、9施設中既に8施設の耐震化が終了しております。相模原浄水場内にごございます相模原ポンプ所について現在、耐震工事を進めるための準備を進めているところで、これも平成32年度までには、終了して、100%までもっていき予定でございます。それから、調整池などの送水施設ですが、これは、47.3%ということで、だいたい半分ほど終了しております。20施設のうち12施設が終了する予定で、残り8施設につきまして、これも止めることができませんので、2層ある池の片側ずつを順番に工事をしながら、耐震化を進めているところでございまして、こちらにつきましては、平成35年度までに全て終了して主要施設の耐震化率を100%にもっていきということで鋭意努力しております。以上でございます。

#### ○たきた委員

続きまして、危機管理対策ですが、平成29年度予算において危機管理対策予算について前年度と比較いたしまして、12億円減少していますが、その理由についてお伺いいたします。

#### ○有田財務課長

事業計画におきます危機管理対策につきましては、非常用発電施設のガスタービン化と相模原ポンプ場の危機管理体制の強化を掲げてございます。

このうち、危機管理対策に係る5ヵ年の計画が約18億円でございますが、そのうち11億円を占めます非常用発電施設のガスタービン化が平成28年度に完了し、危機管理対策の進捗率が71%となっております。

このことから、平成29年度の危機管理対策の強化に係る予算額が前年度に比ばまして大幅に減額となっております。なお、今後とも先ほどの施設耐震化同様、着実に危機管理対策を進めてまいります。以上でございます。

#### ○たきた委員

私の方から要望させていただきたいと思っておりますけれども、地震災害等における水道の安定供給というものは、大切な視点だと思います。また、県民の最も関心の高い項目ですし、最重点に取り組むべき課題の一つだと考えているところでございます。

着実に進められているということが今のお話で分かったのですが、耐震化対策、危機管理対策につきましては、可能な限り前倒しというものを是非考えていただいて実施していただければと私の方から要望して質問を終わりたいと思っております。以上

です。

○吉岡委員長

他にございませんでしょうか。

○清水委員

ご説明ありがとうございました。

人材の育成について、何か質問させていただきたいと思います。

実は、前置きになるのですが、昨日、自動車整備連盟の会議で、話題になりましたが、今自動車の修理の大半が、ITやキットを交換する修理で、物を一から直していくという技術の伝承が希薄になってきているという話がありまして、少し通じるとして、これを前置きさせていただいて、先ほど説明の中にこの10年間で2割弱の職員を削減したという説明がありました。

そのような中で企業団における技術の継承や人材育成の現状について、お聞かせいただきたいと思います。

○大江総務課長

それでは、企業団におけます技術継承、人材育成について、ご説明申し上げます。ただ今先生からご質問がありましたとおりこの10年間企業団におきましては、人員の削減を進めてまいりました。この間におきましても、安定供給に支障がないようにということで業務の効率化又は官民連携の拡大といった取り組みを進めてまいりましたが、一方で、技術継承又は人材育成につきましては、平成26年度に人材育成計画を策定いたしまして、それに基づき職場でのOJTこちらを中心といたしまして、技術継承又は人材育成を行っているところでございます。一方、外部研修又は業務上必要な資格取得等につきましても、積極的に支援することで、職員一人一人の能力向上、技術力の向上を図りながら、職員の育成に努めているところでございます。また、平成29年度の部分について、記載のとおり、この間の取り組みを踏まえまして、研修の充実、他団体への派遣、一方、人事的な取り組みということで、計画的な人事ということを育成の柱としながら、経営基盤の強化に取り組んでいる状況でございます。以上でございます。

○清水委員

それでは、平成29年度の重点的な取り組みとしてどのような研修を予定しているのかお聞かせください。

○大江総務課長

それでは、29年度の研修についてご説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、研修につきましては、職場内研修を原則としておりますが、そういった一



方で、職場内研修だけでは補えない部分につきまして、外部講師等をお招きして、職員研修を行って、また、外部派遣等を行いながら、研修の充実を図っているところでございます。具体的に申し上げますと、新規採用職員また新任監督者等の職位別等、役割を考慮した階層別研修、また若手技術職員を対象といたしました技術研修、こういったものの他業務上必要な先ほど申し上げた法定資格、こういった取得を支援するための研修、こういったことに力をいれまして、職位又は職種に応じた人材育成を行っております。29年度のトピックといたしましては、新技術また労基法の改正等、こういったことに新たな課題を見出すという中で、こういった対応力を強化するという取り組みの中で、若手職員を中心といたしまして、課題発掘研修と位置づけた研修を実施し、組織の活性化をはかろうというふうに考えております。以上でございます。

#### ○清水委員

他団体派遣研修というものがありますけれども、企業団では、職員をどのような団体に派遣しているのか、これまでの実績や来年度の予定について、教えてください。

#### ○大江総務課長

ただ今のご質問の他団体派遣の実績と来年度の予定ということでございます。

まず、他団体派遣につきましては、派遣先での新たな業務を通じまして、職員の知見又は視野を広げるという意味があると考えております。これをもって、組織の活性化に繋げていきたいと考えてございますが、これまでの企業団の実績を申しますと、構成団体これは神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市のいずれの団体とも派遣の実績がございます。また、全国にございます水道企業団そのうちの主な団体に派遣交流を行っております。また、水道事業に関連します関係団体といたしまして、日本水道協会、水道技術研究センターに派遣を行っております。これは短いものであれば2ヶ月、長いものであれば2年で実施をしております。続きまして、来年度の予定でございますが、構成団体、他の水道企業団への派遣を計画しております。現在派遣先と実施について調整している状況でございます。以上でございます。

#### ○清水委員

それでは、最後に、来年度以降、新たな人材育成の取り組み等があればお聞かせください。

#### ○市川総務部長

多少繰り返しになりますが、今後取り組む人材育成の強化策といたしまして、研修の充実、他団体への派遣、その他育成型ジョブローテーション、この強化を強く

出していきたいと思っております。育成型ジョブローテーションと申しますのは、採用10年を経過しない若手職員に対しまして、様々な職務を経験することを重視した計画的な人事異動を行うものでございます。多様な職務経験を通じまして、幅広い視野や専門的な知識・技術、これを習得させることによりまして、先ほど先生がおっしゃいましたような現場でのきちんとした対応をさせることによりまして、技術の習得、それから、異動期間を明確化することによりまして、職場における計画的なOJTの推進をめざしているところでございます。

このような人事制度の活用を図りながら、総合的に人材育成の取り組みを推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○清水委員

ありがとうございました。

是非、今後トータルな人材育成に向けて全力で取り組んでいただくことを要望して終わります。

#### ○吉岡委員長

その他にございませんか。

#### ○岩隈委員

関連してなんですが、先ほど人材育成のお話があったと思うのですが、国の方でも人材育成と相乗効果を高めるために人事評価制度が一緒になって回されているわけですが、人材育成の面につきましては、先ほど研修等々のお話があったので、理解しましたけれども、人材育成と共に人材管理の基礎となる人事評価制度は企業団ではどのように行われているか教えてください。

#### ○大江総務課長

ただ今、ご質問いただきました人事評価制度でございますが、対象は、非常勤を含めた全職員を対象としてございます。この評価に基づきまして、昇任・昇格・昇給全てに反映させるということで、運用を行っております。以上でございます。

#### ○岩隈委員

それは、認識としてあるのですが、もう少し具体的にどういうふうに戻しているのか、例えば人事でいったら課長さんとその現場の職員さんの連携であったりとか、公平・公正に人事評価を回すことによって、昇給等々能力に応じてきちんとして反映されていることは、分かるんですが、具体的に実際どのようにやっているのかそれを教えてください。

#### ○大江総務課長

もう少し具体的な流れを説明させていただきます。まず、人事評価をいたします

前に、職務確認面接ということで、本年1年間行う職務について、上司と部下の間で確認します。それで定めました行うべき仕事について評価をして、それに対する結果に基づきまた育成面接を行うという取り組みの中で、最終的には数値化したもので、評価をし、またこれを反映させるということになっております。基本的には、年間1回、私どもでは、10月から9月までの期間、この結果を次のボーナスそれから、来年度の人事に反映させていくという取り組みをしております。以上でございます。

#### ○岩隈委員

分かりました。国の方でも今、人事評価制度というのは、きちんと回していきなさいというのは、かなり周知徹底されていますので、これが今後どのように給料等に反映されるのかまだまだ発展途上のところがあるかもしれませんが、この人材育成と併せてこっちのほうも随時アップデートしていただければと思います。結構です。

#### ○吉岡委員長

他にございませんでしょうか。

#### ○横山議員

昨年8月に飯泉取水堰そして三保ダムの現地視察を行ったわけでありましてけれども、現在のそれぞれの堆積土砂の状況について、教えてください。

#### ○小池浄水計画課長

まず、飯泉取水堰の堆積土砂の状況でございます。平成28年10月の飯泉取水堰の上流と下流側の堆積状況をお示しいたしますと、まず、私どもが管理いたします堰の上流500メートル、下流につきましては380メートルこの間でどの程度土砂がたまっているかをお示しいたしますと、約24万1,000立方メートルの土砂が堆積をしているという状況でございます。この堆積量につきましては、昨年度よりも1万立方メートル減少をしているという状況でございます。一方で、三保ダムの堆積状況をお示しいたしますと、三保ダムにつきましては、平成22年の台風第9号が県下でかなり被害を甚大に及ぼしたわけでございますけれども、この影響で三保ダムの上流域で山腹の崩壊等が生じたわけでございます。ここで急速に堆積土砂が進行したという状況でございます。同じく平成27年の12月末の現在、ちょっと古いデータでございますけれども、三保ダムの堆砂の状況になりますが、三保ダムではあらかじめ堆積してもいいようにということで、元々ダムの設計のときに計画堆砂容量というものを決めてございます。これが約1,040万立方メートルと聞いておりました、これと比較いたしますと今溜まっている堆積土砂が約90%にあたる

ということで、その940万立方メートルの土砂が堆積をしているという状況であるというふうにダム管理事務所から聞いております。以上でございます。

○横山議員

酒匂川の堆積土砂に関する費用ですが、平成29年度にどのように反映していくのか伺います。

○有田財務課長

平成22年の台風9号によります山腹崩壊などの影響を受けまして、飯泉取水堰の上下流に堆積いたします土砂を除去するとともに、三保ダムにつきましても堆積土砂の除去を行っているところでございます。平成29年度予算におきましては、飯泉取水堰及び三保ダムの堆積土砂に関する費用といたしましては、総額で5億5,200万円を計上してございます。内訳を申し上げますと、飯泉取水堰で3万5,000立方メートルの土砂を除去するために約1億3,000万円、それから、同じく飯泉取水堰の堆積土砂量を調査いたしますのに約700万円、三保ダムの7万5,000立方メートルの土砂を除去するために約4億1,500万円という計上をさせていただいております。以上でございます。

○横山議員

今後の対応計画について伺いたいのですが、併せて、今、ご説明のとおり、台風など風水害によって、堆積土砂の状況が経年で変化をしているということでもありますので、関連施設の土砂の状況については、資料をいただければと思います。併せて今後どのような計画で堆積土砂対策を行っていくのかということについての資料も併せてお願いしたいと思います。こうした堆積土砂の具体的な用途、出口はどのように考えていますか。

○小池浄水計画課長

堆積土砂を除去していますが、この用途について、いくつかご紹介をしたいと思いますけれども、平成27年度の状況でございます。飯泉取水堰で除去した土砂ですが、土砂は主に養浜として使っております。これは、海岸に持って行って、海岸の養浜に使うということでございますが、具体的には、国府津海岸、前川海岸ということで、小田原近辺の海岸に現状では、養浜として搬出をしているという状況でございます。

一方で三保ダムでございますけれども、三保ダムにつきましても堆積している土砂を除去しているわけでございますが、骨材利用として利用しているものもございます。これは、地元の砂利組合に払い下げをしているという事例がございます。その他、具体的には国道138号線の工事間流用、それから、御殿場バイパスの工事

にも、工事間流用として、使っているということでございます。その他、公共処分場にもっていくという事例もございまして、具体的には、谷ヶ公共処分場というのがございまして、ここにも搬送していると聞いております。以上でございます。

#### ○横山議員

今、売却をするというお話がありましたけれども、山を守っていくためには、当然費用がかかりまして、こうした堆積土砂が、利益を生むような仕組みを作ってもらえれば、またその山の保全に費用を充てられるという循環が可能になるろうかと思っておりますので、是非そういった仕組みを考えていただきたいと思っておりますが、こうした土砂の所有権は、どこにあるのですか。

#### ○小池浄水計画課長

河川内の土砂につきましては、基本的に私どもでは、許可がないとこれをとって売却等というのは、許可制でございますので、現状では、原則として使えない、公共のものとなっておりますので、私どもが私有物としてとってということは、原則としては、今ございません。しかしながら、今後の状況をみていけば、やはりリーズナブルにまたニーズのあるところに持っていくということが必要だと思っておりますので、多角的に総合的に検討する必要があるのではないかと考えてございます。以上でございます。

#### ○横山議員

ぜひ、関係機関と調整をしていただきたいと思っております。

次に育児休業の一部改正について伺いたいと思っておりますが、これを審査する上で資料をいただきたいのですが、現在の育児休業の取得の状況について教えていただきたいと思っております。

#### ○大江総務課長

育児休業、部分休業の取得の状況でございます。まず、平成26年度、27年度が手元でございますが、26年度につきましては、育児休業は男性が1名取得をし、また、部分休業については、男性が1名、それから女性が3名取得をしております。続きまして、平成27年度の取得状況でございます。こちらは、育児休業の取得が1名、女性でございます。部分休業の取得は、女性が3名という状況でございます。以上でございます。

#### ○横山議員

全体の職員の数が少ないのでそういった数になってくると思うのですが、今のよう状況の資料をいただきたいと思っております。それと併せてそもそもその育児に関わっている職員の構成がどれくらいなのかを知りたいので、男女別に年齢構成などの

資料がありましたら、併せてお願いをしたいを思います。そこで、資料がでてから質疑をしたいを思います。以上です。

○吉岡委員長

ただ今、横山委員から資料の請求がございましたけれども、当局では、把握できましたでしょうか。

○市川総務部長

まず、土砂対策の件、対応計画関連施設の状況ということ、育児休業に関する取得状況等につきまして内容を把握いたしました。

○吉岡委員長

おはかりいたします。ただ今、横山委員から要求のありました資料については、本委員会として、資料請求することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉岡委員長

ご異議がないと認め、そのように決定をいたしました。当局におかれましては、次回までに本職まで提出をお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

○鏑木議員

財政計画と予算との比較ということで、2点ほどお聞きしたいと思います。

累積損益が表によりますと、7億4,000万余円減少しておりますが、減少した理由をまず伺いたいと思います。

○有田財務課長

ただ今のお尋ねでございます。17ページの表をご覧ください。損益につきましては、平成29年度予算案でございますけれども、財政計画と比べまして、7億4,300万円の減額となっております。この、主な要因でございますけれども、減価償却費等が財政計画と比べまして、増額したためでございます。この理由としましては、平成27年度に債務負担工事の完成が集中したということがございまして、財政計画策定時の想定に比べまして取得資産が大幅に増加した結果で、平成28年度以降に減価償却資産が増加したということでございます。以上でございます。

○鏑木議員

後もう一点ですが、累積資金残高が30億円弱ですけれども増加しているんですが、その理由をお伺いします。

### ○有田財務課長

累積資金残高についてのお尋ねでございます。累積資金残高につきましては、平成29年度予算案は、財政計画と比べまして、29億4,900万円余りと、約30億円の増額となっております。この主な理由といたしましては、財政計画では、財政計画期間前年度でございます平成27年度の期末資金残高について、平成27年度当初予算に基づきまして、計上しているわけでございますけれども、平成27年度の決算の確定に伴いまして、約20億円資金が改善したということによるものでございます。また、平成28年度及び平成29年度につきましても、当初予算ベースで経費節減を見込んでおりまして、併せて10億円の資金が改善しているということでございます。以上でございます。

### ○鏑木議員

累積資金残高ですが、適正な残高はどのようにお考えなのかということと、財政計画の見込みで、増加しているわけですがけれども、この累積資金の用途についてどのように考えていますか。

### ○平部総務部副部長

ただ今、累積資金残高の適正な水準というご質問でございました。この水準につきましては、明確な指標というものはございませんけれども、累積資金というものは日々の事業運営上の支払いに充てられる運転資金と将来の備えるための資金という2つの役割があるということから、その2つに注目して、財政運営を行っているというものでございます。そのうちの1つ目の運転資金につきましては、不足いたしますと銀行から借り入れということになりますので、円滑な事業運営のためには、必要な運転資金を確保して一時借入金に依存しない運営というものが必要となります。その額が累積資金残高で期末に約50億円という数値をみております。また、健全な財政運営を持続し、企業団の将来を見据えて企業団の事業運営を行っていくためには、将来に備えるための資金も必要であるということで、ある程度は、その部分を見ていくというわけでございまして、29年度の累積資金残高につきましては、増加したということもございますけれども、必要な資金であるというふうに考えております。

### ○市川総務部長

もう一点、用途についてですがけれども、増加した累積資金の用途につきましては、健全な財政運営を持続し、企業団の将来を見据えた事業運営を行っていくための資金といたしたいと考えています。具体的に申しますと、まだ平成29年度末で1,320億円以上見込んでおります企業債残高これを償還するための資金、あるいは、今後、

将来見込まれます管路更新事業等大規模な事業に充てるための資金、これらに活用したいと考えております。

#### ○ 楠木議員

今、管路の更新事業に充当したいというお話もありましたので、施設の老朽化対策もそうですし、耐震化対策、そうしたものを着実に実施するとともに、企業債残高の減少、また、今お話のあった、今後見込まれる管路の更新事業、そうした大規模事業に資金を活用することなどをご検討していただいて、将来を見据えた健全な運営をお願いしたいと要望させていただきます。以上です。

#### ○ 吉岡委員長

他にございませんか。

他にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

おはかりいたします。

日程第1及び日程第2については、本日はこの程度にしたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○ 吉岡委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。

よって、次回、引き続き調査を行います。

次回の委員会は、1月27日午後3時から、当委員会室にて開催をいたします。

なお、開催通知につきましては、ただいまご出席の皆様には省略させていただきます。

これをもちまして広域水道常任委員会を閉会いたします。



# 広域水道常任委員会記録

平成29年1月27日

神奈川県内広域水道企業団議会

## 広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 平成29年1月27日(金)  
15時00分～15時45分
- 2 開会場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 吉岡 俊祐 副委員長 山口 道夫  
委員 堀江 則之 委員 たきた孝徳  
委員 清水 富雄 委員 横山 正人  
委員 源波 正保 委員 石渡由紀夫  
委員 鏑木 茂哉 委員 岩隈 千尋
- 4 議事説明者 企業長 吉川 伸治 副企業長 土井 一成 理事 森屋 剛  
総務部長 市川 学 技術部長 佐藤 正志 ほか関係職員
- 5 事務局職員 事務局長 菱山 直樹 ほか書記3名
- 6 議事日程

### 第1 付託事件の審査

議案第1号 平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 第2 業務状況関係の調査

○吉岡委員長

ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより、日程第1「付託事件の審査」及び日程第2「業務状況関係の調査」を行います。

はじめに、委員会の運営についておはかりをしたいと思います。

委員長といたしましては、前回に引き続き日程第1及び日程第2について質疑を行いまして、日程第1「付託事件の審査」につきましては、採決というように考えておりますがご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉岡委員長

ご異議がないと認めます。

ここでおはかりをしたいと思います。

前回委員会として要求した資料につきましては、三保ダム他の堆積土砂の状況及び堆積土砂の今後の対応計画について並びに育児休業の取得実績等についてございました。

このうち、堆積土砂の今後の対応計画につきましては、口頭にて説明したい旨、当局より申し出がありました。

横山委員、これについていかがでしょうか。

○横山委員

そのようにお願いします。

○吉岡委員長

ご異議がないということですが、委員の皆様につきましてもご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉岡委員長

ご異議がないと認めます。

それでは、前回委員会として要求した資料について、配布をお願いいたします。

(資料配布)

○吉岡委員長

当局に資料についての説明をお願いいたします。

なお、当局の説明は、着席でお願いいたします。

○市川総務部長

目次をご覧ください。

1のダム及び堰における堆積土砂の状況については、佐藤技術部長より、2の育児休業等取得実績及び男女別・年齢別職員構成につきましては、私よりご説明いたします。

#### ○佐藤技術部長

資料の1ページ、ダム及び堰における堆積土砂の状況についてをご覧いただき、これを順番に説明をしてみたいと思います。

①三保ダム及び飯泉取水堰における堆積土砂の状況でございます。

まず、上の図でございますけれども、この中の左の図は、三保ダムの総貯水容量6,490万立方メートルの内訳でございます。治水や利水に利用する有効貯水容量5,450万立方メートル、それから、ダム建設後、100年間に堆積すると予想した流入土砂を貯える容量として、計画堆砂容量1,040万立方メートルでございます。その右側の棒グラフは、縦軸を、計画堆砂容量を100パーセントとして、平成21年度以降、計画堆砂容量のうち流入土砂がどの程度貯まっているか、その推移をお示ししております。

赤の点線矢印をご覧いただくと、平成22年度の台風9号によるダム上流域の山腹崩壊等により、急速にダムへの堆砂が進行したことがお分かりいただけると思います。

平成27年度では、計画堆砂容量1,040万立方メートルの約90%にあたる約940万立方メートルの土砂が堆積している状況となっております。

なお、資料にはございませんが、神奈川県は、台風9号の被害が出始めました平成22年度以降平成27年度までの6年間において、累計53万余立方メートルの浚渫を実施しております。

次に、下図の飯泉取水堰の堆積土砂量の推移をご覧ください。飯泉取水堰におきましても、平成22年度の台風9号の影響によりまして、堆砂が急速に進行いたしました。

平成22年度以降、この間、企業団といたしましても、毎年、安定取水の維持確保に向けました浚渫を継続してきたところございます。平成22年度からの6年間の浚渫土量は、これも、資料にはございませんが、累計いたしますと20万余立方メートルとなっております。

この結果、平成27年度の飯泉取水堰上下流における堆積状況につきましては、堰の上流500メートルから堰の下流380メートルの間におきまして、約25万立方メートルとなっております。

現在は、台風9号の影響が生じた平成22年度以前よりも堆積土砂量が増加

しているものの、ここ数年は台風等の深刻な影響もなく、ほぼ一定量で推移しております。取水機能に影響は生じておりません。

続きまして、2ページをご覧ください。

②の宮ヶ瀬ダム及び相模大堰における堆積土砂の状況について、ご説明申し上げます。

上の図の宮ヶ瀬ダムの堆積土砂量の推移につきましては、先ほどの三保ダムと同様に、左側にダムの総貯水容量の内訳を、右側には棒グラフで平成21年度以降の堆積土砂の推移をお示ししております。

青の点線矢印でお示ししておりますが、宮ヶ瀬ダムにつきましては、平成21年度以降、著しい増加の傾向はございません。

平成27年度では、計画堆砂容量1,000万立方メートルの約32%にあたります約315万立方メートルの土砂が堆積している状況でございます。

しかしながら、国土交通省が平成13年度にダムの運用を開始いたしましてから15年目を迎え、想定よりも早いスピードで堆砂が進行している状況でございますので、貯水機能の維持確保を図っていくため、企業団といたしましても、引き続き、堆積土砂への対応について、国土交通省と連携してまいりたいと考えております。

次に、下の図の相模大堰堆積土砂量の推移をご覧ください。相模大堰におきましても、この間、著しい増加の傾向はございません。

平成27年度では、堰の上流150メートルから堰の下流400メートルの間におきまして、約19万立方メートルの堆積状況となっております。

これで、提出させていただいた堆積土砂関連の資料説明とさせていただきます。

引き続き、横山先生からご質問いただいております堆積土砂に対する対応計画について、口頭にてご説明させていただきます。

先ほどの資料のとおり、宮ヶ瀬ダム及び相模大堰につきましては、差し迫った対応が必要な段階ではございませんので、酒匂川水系の堆積土砂対策について、申し上げます。

まず、三保ダムでございます。三保ダムの管理は、神奈川県が実施しておりますが、当企業団は、利水者として、維持管理費用の84.3パーセントを負担をしております。現在、神奈川県では、丹沢湖の堆積土砂対策に関する計画を策定中でございますので、効果的な対策となりますように、積極的に意見を述べていきたいと考えております。

次に、飯泉取水堰でございます。今後も、気象条件に大きく左右されることとなりますが、安定取水に支障とならないよう、堰の管理に必要な浚渫量が確保できま

すように、河川管理者や漁業関係者と緊密に連携をさせていただくこととしております。特に、浚渫した土砂の用途につきましては、ニーズやコスト等につきまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

最後に、酒匂川流域の総合的な土砂対策について申し上げます。平成26年7月に施行されました水循環基本法は、山、川、海の流域を一体管理することが基本理念の一つとされております。酒匂川流域につきましても、水循環基本法に基づいた総合的な取り組みがなされ、土砂対策が流域一体で実施されますように今後とも国や神奈川県に対して、要望を行っていきたいと考えております。以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

#### ○市川総務部長

それでは、3ページをご覧ください。

育児休業等取得実績及び男女別・年齢別職員構成でございます。

育児休業等の制度につきましては、3歳に満たない子の養育のために取得できる育児休業制度と小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものとして、勤務時間の一部を勤務しないものとする部分休業がございます。

1の育児休業等の取得実績につきましては、非常勤職員を含む過去5年間の取得実績をお示ししたものでございます。

括弧内の数字は、過年度から引き続き育児休業等を取得している職員を加えた総数で、参考として記載したものでございます。

左の欄、育児休業等対象者数は、当年度中に新たに育児休業等の対象となった男女別の人数でございます。

表中の育児休業取得者数及び部分休業取得者数は、新たに対象となった職員のうち育児休業等を取得した職員数となっております。

男性職員は、育児休業等の対象者となった人数が多いもののそのうち育児休業を取得した職員は、26年度の1名、部分休業は23年度、26年度に各1名となっております。

一方、女性職員につきましては、育児休業等の対象者となった職員は、全て育児休業を取得してございます。

なお、27年度の育児休業取得者の女性1名につきましては、非常勤職員による取得でございます。

続きまして、2の平成28年4月1日現在の男女別・年齢別職員構成でございます。

こちらには、企業団における10代から50代までの派遣職員を除く男女別の職

員構成をお示しいたしました。

最下段の常勤職員と非常勤職員の合計では、男性294名、女性39名で、女性の割合は全体の約12%となっております。

また、年齢構成別で見ますと、30歳代と40歳代の職員が多く、20歳代及び50歳代の職員が少ない現状となっております。

説明は、以上でございます。

#### ○吉岡委員長

以上で資料の説明が終わりました。

ただいまの説明並びに前回説明のありました日程第1及び日程第2について、質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は、順次ご発言お願いいたします。

#### ○横山委員

資料どうもありがとうございました。

順次伺ってまいりたいと思いますが、前回の委員会で、飯泉取水堰のことについては、少し触れておりましたが、新たに資料として、三保ダムの資料がでてまいりましたので、三保ダムについて少し伺ってまいりたいと思います。

資料をみて、計画堆砂容量が本来100年間で設定していた容量をもう既に90%、三保ダムは確か築40年程度のダムだと思えますけれども、その堆砂率が90%を超えているというのは、素人目で見ても、危機的な状況なのではないかと思うんですけれども、まず、この堆砂率について、当局の認識はどのように思っているのか伺います。

#### ○小池浄水計画課長

まず、資料でお示ししたとおり、1,040万トンの計画堆砂容量、100年間で溜まってもいいよということで設定した堆砂容量でございますが、現状9割程度となっているということでございます。

まず、この理由につきまして、今後の対応について検討する際に三保ダム管理事務所等とともに分析をしたところでございます。

その状況でございますが、三保ダムの地形、地域の特性がずいぶんあるのではないかと聞いております。

まず、三保ダムそのものは、丹沢山地の麓に位置しておりまして、複雑な地殻構造となっていると聞いております。

また、もろい地質を持つ急峻な山間に位置しているということで、台風等の影響を受けやすい状況にあるということでございます。

平成22年台風9号では、県下に甚大な被害を及ぼしたわけですが、こういう地殻的な構造が影響したのではないかと分析してございます。

現状9割を超えてございますので、またこれを精力的にとっていくとなると費用と期間等もかかってまいりますので、現状、三保ダム管理事務所が中心となって、どのような形で効果的に収束ができるのかを対応をとっているところでございます。

企業団につきましては、概ね平成30年を目処にこの計画については、具体化したというふうに申し立てておりまして、この計画について意見を積極的に述べて対応については、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○横山委員

先ほど水循環基本法にも触れてらっしゃいましたが、企業団だけではこの状況を止めることは不可能であって、周りの自治体とかあるいは森林組合であるとか、山を守っていく団体との協力が欠かすことができないというふうに思います。

ただ、一方でどこにしわ寄せがきているのかといえば、このダムにしわ寄せがきているわけでありまして、先ほどのご説明でありましたように、積極的に他の団体に対しても意見を言うていくというご説明でありましたので、是非協力をしながら取り組んでいただきたいと思っております。

それでこの堆積土砂でありますけれども、企業団に対してどういった影響がでてくるのか、三保ダムについてですが伺いたいと思っております。

#### ○小池浄水計画課長

企業団への影響は、まずは費用負担の影響があると思っております。ダムにつきましては、私どもは、84.3%のアロケーションがございまして、今後、堆積土砂については、長い期間がかかると思っておりますので、費用負担についてが一番影響があるだろうと思っておりますので、費用の平準化を見据えながら、関係機関と連携しながら協議していきたいと考えております。

#### ○横山委員

それでは、次に育児休業についての資料を出していただきましたので、これに関係して伺ってまいりたいと思っております。まず、資料を拝見して取得の状況をみると、男性職員の取得実績が少ないということが分かるわけでありまして、取得しにくい理由として、どのように企業団は認識しているのか伺います。

#### ○大江総務課長

ただ今ご質問のありました男性職員の取得実績が少ないということについてですが、当企業団におきましては、男性職員につきましても、育児休業を積極的に取得するようにと周知を行っているところでございます。



資料でお示しいたしました新たに育児休業の対象になりました男性職員でありましても、配偶者の協力によって、育児休業を必要としないといったケースも多々あるかと思えますけれども、そうした中でも、希望する職員が少ないという理由になりますと、やはり限られた職員の中で仕事をしておりますので、そういったことから、担当業務の影響又は周りの職員への配慮といったことがあるのではないかと考えております。もう一つ大きな問題としては、育児休業期間というものは、無給の期間でございます。こちらについては、共済組合から給料の一時補填というものがございますけれども、やはり経済的な理由というものも大きな要因になっているという考えでございます。以上でございます。

#### ○横山委員

様々な要因があるというのは分かりました。それでは、育児休業を取得しやすい環境づくりということを考えていく必要があると思うのですが、具体的な取り組みを今後どのように行っていくのか伺います。

#### ○大江総務課長

ただ今、男性職員の取得状況がかなり少ないという状況の中で、やはりそういった中でも取りやすい環境づくりというのは、進めていかなければいけないと考えてございます。当企業団におきましては、子育て世代を支援するという行動計画、これは、次世代育成支援プログラムや女性活躍推進プランを作成いたしまして、育児休業を取得しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。具体的には、職員の理解を得るために啓発、また、育児関連制度の周知ということで、研修を随時行っております。また、安心して育児休業を取得していただけるように、休職中の代替職員の確保といったことについても進めているところでございます。また、育児休業中の職員に対しましては、業務に関わる情報を随時提供いたしまして、復職時の不安を軽減させるという取り組みについても現在行っているところでございます。以上でございます。

#### ○横山委員

育児休業制度以外に子育てに関連した制度とすればどのようなものがあるのか、またその運用はどのような状況であるのか伺います。

#### ○大江総務課長

育児休業以外の子育て支援制度につきましては、まず、出産時のものとしたしまして、男性職員が出産立会をおこなう際に、特別休暇といったものを整理しております。また、復職後のものとしたしましては、希望によりますが、短時間勤務を選択できる育児短時間勤務制度、また、育児休暇、子の看護休暇といったものを制度

として整理してございます。各制度の運用状況でございますが、育児短時間勤務また育児休暇については、取得が比較的少ないといった反面、出産休暇、子の看護休暇につきましては、積極的に取得をされています。また、男性職員の出産立会というものも年々増加しています。以上でございます。

#### ○横山委員

今、様々な仕組み・制度があることをご説明いただきましたけれども、職員がその制度を知っていなければ活用の方法がないわけでありまして、職員のその制度に対する理解度があるのかどうかを伺います。

#### ○大江総務課長

女性の取得率を見ていただきますと、お分かりになると思いますけれども、基本的にはみんなで支えあうといったことで、理解はしていただいております。ただ一方で、先ほどご説明申し上げました代替職員、要はこれまで人員を削減してきた中では、一人ひとりの仕事というものが、役割が大きくなってございますので、こういった代替職員の確保といったことと併せてこれから皆さんの理解を深めていかなければならないのかなと考えてございます。以上でございます。

#### ○横山委員

水道事業を支える企業団において、職員の確保というものは、今ご説明いただいたように大変重要な要素でありまして、なおかつ、かなり様々な仕組みを変えてきたことによって職員の数も少なくなってきましたので、一人ひとりの役割が大きくなってきているという現状もあります。そういった意味で、これからの少子化対策を考えたとしても、様々な仕組みをしっかりと行っていくといったことは、企業団としても大切なことだと思っておりますので、今後の企業団の考え方についてお伺いしたいと思います。

#### ○市川総務部長

少子化対策の取り組みについてですけれども、これについては、社会全体で協力して取り組むべき課題であると考えております。私たち企業団にとりましても次世代育成支援プログラムを策定いたしまして、子育て支援体制の制度の整備・拡充等少子対策の取り組みを推進しているところでございます。また、今後、限られた職員数の下で、水道用水の安定供給を継続するために、育児中等の職員でありましても、能力を発揮し、安心して働くことのできる職場環境を作っていくことが一層重要になってくると考えているところでございます。そのために職員の仕事と育児の両立の実現のため、時間外勤務の縮減あるいは育児休業を取得しやすい職場環境づくり等ワークライフバランスの実現に向けまして、取り組みを今後引き続き継続し

て行っていききたいとそのように考えてございます。以上です。

#### ○吉岡委員長

他にございませんでしょうか。

#### ○堀江委員

私の方からは、いつも企業団で行っていただいておりますみずきフェスタ、年に1回開催されているわけでありまして、母なる相模川ということで、特に宮ヶ瀬ダムが建設されて、そしてまた内水面漁業の中では、大変大きな影響を受けているわけでありまして、そういった中で、水の取水と併せて内水面漁業の振興もしっかりやっていく必要があるかとこのように思っております。そんな中で特に社家の取水堰、企業団の中ではこういった内水面の連携等も踏まえて、全国には珍しい形の中で魚道を作っている。ただの魚道ではなくして企業団の魚道はガラス張りの魚道でありまして、どのような魚が遡上しているのかがひと目で分かる、地下にそれを掘って設けられて、そしてそれをガラスの中で魚類がどれだけあがっているのかを確認できるわけでありまして、非常に人気が高い状況でございます。そういった魚道を持っております社家の取水堰、そんななかで毎年1回みずきフェスタが行われるわけでありまして、こんな中で平成29年度は、昨年のみずきフェスタと振り返って、どのような形で取り組まれるのか、また予算規模として昨年行われたみずきフェスタそしてまたさらにそれらを踏まえた中で新年度の予算規模の中でどのような形でいくのかこんなことも併せて2点ばかりお伺いさせていただきます。

#### ○大江総務課長

ただ今ご質問いただきましたみずきフェスタに伴いますご質問でございます。まず、今年度開催をいたしましたみずきフェスタの状況を簡単にご説明させていただきたいと思いますが、海老名市また厚木市など社家取水管理事務所の近隣の方を中心といたしまして、昨年は、一昨年を大きく上まります1,800名の方がご来場していただきました。その来場の際にアンケートをとってございますけれども、委員がおっしゃるとおり魚道がよかったというアンケートの結果が寄せられています。こういった中で平成29年度の開催につきましては、これを踏まえて開催時期をこれまで7月末ということで開催をしてございましたが、一番魚道で皆さんが見たいとおっしゃっておられるのが、鮎の遡上でございますので、鮎の遡上の時期に併せるということで、来年度につきましては、6月の第1週を目処に開催をしたいと考えてございます。こちらについては、ちょうど水道週間と合致するものでございますので、イベントの開催時期としては非常にいい時期であると考えてございます。また、1,800名と大変多くの方がご来場いただきましたので、これまで以上に

安全対策ということについては、力を入れていかなければいけないと思っています。特に魚道付近というものは、河川に近い部分がございます。転落等による事故がないようにということで、来年度の予算につきましてもそれを反映したものになってございますけれども、来年度の予算ということでございましたので、ご説明申し上げますと、今年度より70万円増加した420万円を計上させていただきますまして、特に安全対策面、警備費等に力を入れるということで計上させていただきます。以上でございます。

#### ○堀江委員

ご答弁いただきましてありがとうございます。また、予算面でも新年度は増額をしていただけるということで大変期待をするところであります。そういった取り組みに併せて、一方におきましては、内水面の方では、どれだけ鮎が遡上しているかが分かるガラス張りの魚道で、毎年4月になると内水面の職員が鮎のカウントしています。去年はガラス張りの魚道を5,000万匹の鮎があがり、鮎の天然遡上が多かったということで釣り人も非常に多く来ていただきました。まさに水という環境の中では、漁業組合と一緒にあって、企業団の方も連携しながら、神奈川県が新しい観光資源の発掘に取り組んでいますので、そういった面でこの部分を神奈川県の観光資源の1つとして捉えたうえで、企業団も県も内水面漁業の皆さん方も連携しながら1つの拠点としてPRできればと思っております。そのことがひいては、企業団のPRにも繋がるとこんなふうに思っておりますし、そのことが消費者に理解ができると思っておりますので、是非このことも踏まえて取り組んでいただきますよう私から要望させていただきますまして、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

#### ○吉岡委員長

他にご質問等ございませんでしょうか。

ほかにないようですので、質疑は以上で終了いたします。

おはかりいたします。

これより、日程第1「付託事件の審査」について採決を行いたいと思いますが、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○吉岡委員長

ご異議がないと認め、これより採決いたします。

採決は区分して行いたいと思います。

まず、議案第1号平成29年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

予算について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(総員挙手)

○吉岡委員長

総員挙手です。

可決すべきものと決定いたしました。

○吉岡委員長

次に、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(総員挙手)

○吉岡委員長

総員挙手です。

これにより可決すべきものと決定いたしました。

○吉岡委員長

おはかりいたします。

日程第2「業務状況関係の調査」については、今回の調査をふまえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中、調査を継続することにしたいと思いますので、議長あて申し出ることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉岡委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本委員会の審査結果報告書及び閉会中継続調査申し出書の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって広域水道常任委員会を閉会いたします。